

申告書等の控えへの 収受日付印の押なつが廃止

国税に関する申告書や届出書など（以下、申告書等）を税務署等へ書面で提出する際、提出した事実や税務署等がいつ受け取ったか確認等するために控えを添えて提出し、その控えに収受日付印を押なつの上、返送等してもらう実務慣行があります。この押なつが廃止されます。

2025年1月から廃止

国税に関する申告手続等について、オンライン化を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が進んでいます。実際オンライン化は年々進んでおり、国税庁から公表された「令和5年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」によれば、オンライン利用率として法人税申告は86.2%、所得税申告は69.3%との結果が公表されています。このオンライン利用率の向上や、今後も利用が拡大する見込みなども踏まえて、これまで行われてきた、書面提出による申告書等の控えへの収受日付

印の押なつは、2025年1月から廃止されることとなりました。そのため、1月以降の書面提出は、正本（提出用）のみを提出します。なお、当分の間の対応として、希望者には申告書等を収受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されます（郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封が必要）。

申告内容等の確認方法

書面提出を行った場合に、提出の事実や申告内容等を確認する方法として、国税庁は次の方法を案内しています。ご参考ください。

○書面提出を行った場合の申告内容等の確認方法（できる→○、できない→×、（ ）内は手数料）

確認方法 (利用サービス名等)	請求方法		
	オンライン	税務署窓口	
申告書等情報取得サービス	○ (無料)	×	● 所得税の確定(修正)申告書、青色申告決算書等のうち直近3年分について、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを取得
保有個人情報の開示請求	○ (200円/件)	○ (300円/件)	● 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認 ● 郵送での請求も可能
申告書等閲覧サービス	×	○ (無料)	● 納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に閲覧可能(代理人でも閲覧可能(委任状が必要)) ● 一定の場合は写真撮影が可能
納税証明書の交付請求	○ (370円/枚)	○ (400円/枚)	● 確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得 ● 郵送での請求も可能

(※)基本的にはオンライン請求(申請)時にはマイナンバーカード等が、税務署の窓口請求時には本人確認書類などの一定の書類がそれぞれ必要となります。実際に請求する際は、必要書類等を事前に確認するとよいでしょう。

参考：国税庁「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm> 他